

一般社団法人日本モルック協会

選手倫理規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本モルック協会（以下「本協会」という）に登録された選手会員が遵守すべき倫理基準を定め、公正な競技環境の維持とモルック競技の健全な発展を目的とする。

第2条（定義）

本規程において「選手」とは、本協会の選手登録に関する規程に基づき登録された選手会員をいう。

第3条（適用範囲）

1. 本規程は、本協会に登録された全ての選手に適用される。
2. 本規程は、一般会員倫理規程を補完するものであり、一般会員倫理規程の規定も適用される。
3. 本規程に特別の定めがある場合は、当該定めをもって一般会員倫理規程の規定を補完するものとする。
4. 本規程と一般会員倫理規程の規定が抵触する場合は、より厳格な規定を適用する。

第2章 選手の基本的責務

第4条（フェアプレー精神）

1. 選手は、常にフェアプレー精神を尊重し、公正な競技を行わなければならない。
2. 選手は、勝利至上主義に陥ることなく、スポーツマンシップを重んじなければならない。

3. 選手は、相手選手、審判員、観客その他の関係者に敬意を払わなければならない。

第5条（ルールの遵守）

1. 選手は、モルック競技規則を正しく理解し、遵守しなければならない。
2. 選手は、審判員の判定を尊重し、従わなければならない。
3. 選手は、審判員の判定に対して、礼儀正しく異議を申し立てることができる。ただし、威圧的な言動、暴言等を行ってはならない。

第6条（自己管理）

1. 選手は、心身の健康管理に努め、常にベストコンディションで競技に臨むよう努力しなければならない。
2. 選手は、十分な睡眠、適切な栄養摂取、計画的なトレーニングを心がけなければならない。
3. 選手は、過度な飲酒、喫煙その他の健康を害する行為を慎まなければならない。

第7条（模範的行動）

1. 選手は、競技者として模範的な行動をとり、特に青少年の模範となるよう努めなければならない。
2. 選手は、自己の言動が社会に与える影響を自覚し、責任ある行動をとらなければならない。

第3章 競技場における行動

第8条（競技場での態度）

1. 選手は、競技場において礼儀正しく振る舞い、品位を保たなければならない。
2. 選手は、大会スタッフ、ボランティア、観客に対して感謝の気持ちを持ち、丁寧に接しなければならない。
3. 選手は、競技場の設備、備品を大切に扱わなければならない。

第9条（応援マナー）

1. 選手は、他の選手の競技を応援する際、フェアプレー精神に基づいた応援を行わ

なければならない。

2. 選手は、相手チームや相手選手を誹謗中傷する応援を行ってはならない。
3. 選手は、審判員の判定を批判する応援を行ってはならない。

第 10 条（服装・身だしなみ）

1. 選手は、大会が定める服装規定を遵守しなければならない。
2. 選手は、清潔で整った服装・身だしなみを心がけなければならない。
3. 選手は、他者を不快にさせる服装、政治的メッセージを含む服装を着用してはならない。

第 4 章 SNS・メディア対応

第 11 条（SNS 等での発信）

1. 選手は、SNS 等での発信が社会的責任を伴うことを深く認識し、常に良識ある行動を心掛けなければならない。
2. 選手は、試合中の投稿を控え、競技に集中しなければならない。

第 12 条（メディア対応）

1. 選手は、メディア取材に対して誠実に対応するよう努めなければならない。
2. 選手は、メディア対応において、本協会、他の選手、審判員の名誉を損なう発言を行ってはならない。
3. 選手は、個人的なメディア取材を受ける場合、事前に本協会に報告することを推奨する。

第 5 章 未成年選手の特別規定

第 13 条（未成年選手の保護）

1. 未成年選手は、保護者の監督の下で競技活動を行うものとする。
2. 未成年選手の保護者は、本規程の内容を理解し、未成年選手が遵守するよう指導しなければならない。
3. 未成年選手は、飲酒、喫煙を行ってはならない。

第 14 条（深夜の外出制限）

未成年選手は、保護者の同意なく、深夜（午後 10 時から午前 5 時まで）に外出してはならない。

第 6 章 国際大会への参加

第 15 条（日本代表としての自覚）

1. 国際大会に日本代表として参加する選手は、日本を代表しているという自覚を持ち、模範的な行動をとらなければならない。
2. 日本代表選手は、「国際大会参加に関する規約」を遵守しなければならない。

第 16 条（文化・習慣の尊重）

1. 国際大会に参加する選手は、開催国の文化、習慣を尊重しなければならない。
2. 選手は、国際的なマナーを遵守し、国際親善に努めなければならない。

第 7 章 処分

第 17 条（処分の種類）

本規程違反に対する処分は、別に定める「処分規程」に従う。

第 18 条（処分手続）

1. 処分の決定は、理事会の決議による。
2. 処分の決定にあたっては、違反行為の内容、動機、結果、被害の程度、反省の態度、過去の処分歴等を総合的に考慮する。
3. 処分を受けた選手には、処分の内容及び理由を書面で通知する。
4. 未成年選手の処分については、保護者にも通知する。

第 19 条（内部不服申立）

1. 処分を受けた選手は、処分決定の通知を受けた日から 14 日以内に、理由を付した書面により本協会に対し内部不服申立を行うことができる。
2. 本協会は、不服申立規程に基づき審査を行い、最終決定を行う。

3. 最終決定に不服がある場合、当該者は、決定通知を受けた日から 30 日以内に、スポーツ仲裁規程に基づき JSAA へ仲裁申立を行うことができる。

第 8 章 雑則

第 20 条（規程の改正）

本規程の改正は、理事会の承認を経て行うものとする。

第 21 条（委任）

本規程に定めのない事項については、理事会で協議の上、決定する。

附則

1. 本規程は 2026 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本規程施行前に選手登録を行った選手についても、本規程を適用する。